

令和8年度 利用者負担額表（2，3号認定用）

階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月分は当年度分の市町村民税より決定します。

標準時間認定

児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）円		第2子の利用者負担額（月額）円		3歳以上児
階層 区分	定義	3歳未満児		3歳未満児			
		保育所（園） 認定こども園	小規模保育事業	保育所（園） 認定こども園	小規模保育事業		
1A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0	0	保育料0円 その他保護者の負担額 ・給食費 ・行事費 ・教材費 ・延長保育料 等	
1B	非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	0	0		
2B	非課税世帯	0	0	0	0		
2	均等割額のみ（所得割額は0円）	7,600	6,000	3,800 [3,800]	3,000 [3,000]		
3	市民税所得割額が24,300円未満	9,200	7,300	4,600 [4,600]	3,700 [3,700]		
4	24,300円以上 48,600円未満	10,800	8,600	5,400 [5,400]	4,300 [4,300]		
5	48,600円以上 51,000円未満	13,900	11,100	7,000 [7,000]	5,600 [5,600]		
6-1	51,000円以上 57,700円未満	15,400	12,300	7,700 [7,700]	6,200 [6,200]		
6-2	57,700円以上 60,700円未満	15,400	12,300	7,700 [7,700]	6,200 [6,200]		
7	60,700円以上 72,800円未満	18,300	14,600	9,200 [9,000]	7,300 [7,300]		
8-1	72,800円以上 77,101円未満	23,300	18,600	11,700 [9,000]	9,300 [9,000]		
8-2	77,101円以上 84,900円未満	23,300	18,600	11,700	9,300		
9	84,900円以上 97,000円未満	24,400	19,500	12,200	9,800		
10	97,000円以上 109,000円未満	28,900	23,100	14,500	11,600		
11	109,000円以上 111,000円未満	31,500	25,200	15,800	12,600		
12	111,000円以上 123,000円未満	35,800	28,600	17,900	14,300		
13	123,000円以上 135,000円未満	36,600	29,200	18,300	14,600		
14	135,000円以上 157,000円未満	42,600	34,000	21,300	17,000		
15	157,000円以上 169,000円未満	44,500	35,600	22,300	17,800		
16	169,000円以上 191,000円未満	48,100	38,400	24,100	19,200		
17	191,000円以上 213,000円未満	51,300	41,000	25,700	20,500		
18	213,000円以上 235,000円未満	55,900	44,700	28,000	22,400		
19	235,000円以上 257,000円未満	57,000	45,600	28,500	22,800		
20	257,000円以上 279,000円未満	58,500	46,800	29,300	23,400		
21	279,000円以上 301,000円未満	59,600	47,600	29,800	23,800		
22	301,000円以上 397,000円未満	63,200	50,500	31,600	25,300		
23	397,000円以上	64,700	51,700	32,400	25,900		

備考

- この表の年齢区分は、令和8年4月1日の満年齢とし、その年度中に限り変更はありません。
- 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除や寄付金税額控除等の税額控除は適用されません。
- 市町村民税額の確認が取れない世帯（未申告等）につきましては最高階層での請求となります。
- 小学校就学前のお子さまが2人以上いる世帯で、幼稚園及び保育所（園）等に通園している最年長のお子さまを第一子とした場合、第2子は約半額となります。（幼稚園等の場合は在園証明書を提出ください）
- 6-1階層までは④にかかわらず、第2子は約半額となります。
- 第3子以降は市町村民税にかかわらず（所得制限なし）、無料となります。
- 8-1階層までのひとり親世帯等については、④、⑤、⑥にかかわらず、第1子は第2子の利用者負担額の〔 〕書きの額が適用され、第2子以降無料となります。
- 「3歳から5歳」と「0歳から2歳の住民税非課税世帯」の保育料は0円となります。

<3歳以上児の保育料以外の徴収する費用について>

給食費、行事費、教材費、延長保育料等はそれぞれの施設で金額を決定し、徴収します。

※ただし、給食費については、上記階層表に照らし、以下の1～3までの児童については免除されます。

- 8-1階層までの要保護等（※）がいる世帯
※生活保護受給者及びひとり親世帯等
- 6-1階層までの世帯
- 同一世帯内の小学3年生以下から数えた第3子以降に該当する児童

各種費用の詳細について、

【公立保育所は、松戸市役所 保育課（047-366-7351）】へ

【民間保育園・小規模保育施設・認定こども園は、各施設】へお問い合わせください。

令和8年度 利用者負担額表（2，3号認定用）

階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月分は当年度分の市町村民税より決定します。

短時間認定

児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）円		第2子の利用者負担額（月額）円		3歳以上児
階層 区分	定義	3歳未満児		3歳未満児			
		保育所（園） 認定こども園	小規模保育事業	保育所（園） 認定こども園	小規模保育事業		
1A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0	0	保育料0円 その他保護者の負担額 ・給食費 ・行事費 ・教材費 ・延長保育料 等	
1B	非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	0	0		
2B	非課税世帯	0	0	0	0		
2	均等割額のみ（所得割額は0円）	7,400	5,900	3,700 [3,700]	3,000 [3,000]		
3	市民税所得割額が24,300円未満	9,000	7,200	4,500 [4,500]	3,600 [3,600]		
4	24,300円以上 48,600円未満	10,600	8,400	5,300 [5,300]	4,200 [4,200]		
5	48,600円以上 51,000円未満	13,600	10,800	6,800 [6,800]	5,400 [5,400]		
6-1	51,000円以上 57,700円未満	15,100	12,000	7,600 [7,600]	6,000 [6,000]		
6-2	57,700円以上 60,700円未満	15,100	12,000	7,600 [7,600]	6,000 [6,000]		
7	60,700円以上 72,800円未満	17,900	14,300	9,000 [8,800]	7,200 [7,200]		
8-1	72,800円以上 77,101円未満	22,900	18,300	11,500 [8,800]	9,200 [8,800]		
8-2	77,101円以上 84,900円未満	22,900	18,300	11,500	9,200		
9	84,900円以上 97,000円未満	23,900	19,100	12,000	9,600		
10	97,000円以上 109,000円未満	28,400	22,700	14,200	11,400		
11	109,000円以上 111,000円未満	30,900	24,700	15,500	12,400		
12	111,000円以上 123,000円未満	35,100	28,000	17,600	14,000		
13	123,000円以上 135,000円未満	35,900	28,700	18,000	14,400		
14	135,000円以上 157,000円未満	41,800	33,400	20,900	16,700		
15	157,000円以上 169,000円未満	43,700	34,900	21,900	17,500		
16	169,000円以上 191,000円未満	47,200	37,700	23,600	18,900		
17	191,000円以上 213,000円未満	50,400	40,300	25,200	20,200		
18	213,000円以上 235,000円未満	54,900	43,900	27,500	22,000		
19	235,000円以上 257,000円未満	56,000	44,800	28,000	22,400		
20	257,000円以上 279,000円未満	57,500	46,000	28,800	23,000		
21	279,000円以上 301,000円未満	58,500	46,800	29,300	23,400		
22	301,000円以上 397,000円未満	62,100	49,600	31,100	24,800		
23	397,000円以上	63,600	50,800	31,800	25,400		

- 備考 ① この表の年齢区分は、令和8年4月1日の満年齢とし、その年度中に限り変更はありません。
- ② 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除や寄付金税額控除等の税額控除は適用されません。
- ③ 市町村民税額の確認が取れない世帯（未申告等）につきましては最高階層での請求となります。
- ④ 小学校就学前のお子さまが2人以上いる世帯で、幼稚園及び保育所（園）等に通園している最年長のお子さまを第一子とした場合、第2子は約半額となります。（幼稚園等の場合は在園証明書をご提出ください）
- ⑤ 6-1階層までは④にかかわらず、第2子は約半額となります。
- ⑥ 第3子以降は市町村民税にかかわらず（所得制限なし）、無料となります。
- ⑦ 8-1階層までのひとり親世帯等については、④、⑤、⑥にかかわらず、第1子は第2子の利用者負担額の〔 〕書きの額が適用され、第2子以降無料となります。
- ⑧ 「3歳から5歳」と「0歳から2歳の住民税非課税世帯」の保育料は0円となります。

<3歳以上児の保育料以外の徴収する費用について>

給食費、行事費、教材費、延長保育料等はそれぞれの施設で金額を決定し、徴収します。

※ただし、給食費については、上記階層表に照らし、以下の1～3までの児童については免除されます。

- 8-1階層までの要保護等（※）がいる世帯
※生活保護受給者及びひとり親世帯等
- 6-1階層までの世帯
- 同一世帯内の小学3年生以下から数えた第3子以降に該当する児童

各種費用の詳細について、

【公立保育所は、松戸市役所 保育課（047-366-7351）】へ

【民間保育園・小規模保育施設・認定こども園は、各施設】へお問合せください。